

昨年に引き続き子育て世帯臨時特例給付金を支給します

平成27年6月分の児童手当受給者に子育て世帯臨時特例給付金の申請書を6月8日(月)に発送予定です。期限までに申請がない場合は、支給を受けられませんのでご注意ください。

申請書は、児童手当の現況届と兼用です。ただし、平成27年6月に認定された世帯には別に申請書を送付し、公務員の方は所属庁から申請書が発行されます。

対象 平成27年5月31日時点で、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者と児童手当の支給要件に該当する方(申請を忘れ、支給要件に該当するが6月分の児童手当を受給していない方)

※DVを理由に避難しているなど特別な理由がある方

申請書は、児童手当の現況届と兼用です。ただし、平成27年6月に認定された世帯には別に申請書を送付し、公務員の方は所属庁から申請書が発行されます。

対象 平成27年5月31日時点で、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者と児童手当の支給要件に該当する方(申請を忘れ、支給要件に該当するが6月分の児童手当を受給していない方)

※DVを理由に避難しているなど特別な理由がある方

市・県民税の納税通知書を発送します

個人の市・県民税の納税通知書は6月10日(水)に発送予定です。

納付期限(普通徴収第1期) 6月30日(火)

納付方法 納付書裏面に記載の金融機関またはコンビニエンスストアで納付

◎65歳以上の方へ(公的年金(老齢基礎年金等)からの引き落としについて)

納税の利便性や徴収事務の効率化のため、市・県民税を公的年金から引き落とす制度が平成21年10月から実施されています。4月1日現在、65歳以上(昭和25年4月2日以前生まれ)の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のある方が対象

ども支援課(西別館2階・内線448)

※持参に限り市民課、各行政サービスセンターで受け付けます。なお、審査については担当課で行うため、不足書類が発生した場合、別途提出をお願いします。

平成27年度も「臨時福祉給付金」を支給します ~10月支給に向けて準備中~

昨年度に引き続き、市が所得の低い方々へ臨時福祉給付金を支給します(対象者1人に6000円を支給)。

支給対象の方には、8月中旬以降に申請書を市から郵送する予定です。具体的な内容については、広報あびこ8月1日号や市ホームページなどでお知らせします。

☎ 社会福祉課・内線379

平成27年度介護保険料納入通知書は6月15日(月)に発送予定

納付期限(普通徴収第1期) 6月30日(火)

納付方法 納付書裏面の金融機関またはコンビニエンスストアで納付。

※介護保険料が特別徴収(年金天引き)の方は、通知書でご確認ください。

☎ 高齢者支援課・内線313

児童手当の受給者は現況届の提出を忘れずに

受給中の方には6月8日(月)に現況届を発送予定です。6月30日(火)までに現況届の提出がないと支払いが一時停止となり、提出を確認後、支払いが再開されます。

※26年度現況届が未提出の方は26・27年度2年分の現況届の提出が必要です。

対象 市内に住民登録している方(外国人の方も含む)で「支給対象となる児童」が0歳~中学校修了前の日本

提出に必要な書類 児童手

当等現況届(押印)添付書類 (1)厚生年金等の年金加入者は、請求者の健康保険被保険者証の写し。 ※健康保険者証で加入している年金が確認できない場合は、勤め先より「年金加入証明書」を取得していただく場合があります。(2)平成27年1月2日以降に転入された方は、前住所の市町村が発行した平成27年度の課税等証明書 (3)児童と別居中などの場合は「別居監護申立書」と「別居児童を含めた世帯全員の住民票」を別居児童の住民登録地で

取得し、提出してください。(4)6月中に転出予定の方は消滅届 (5)第2子以降の増額の届出をしていない方は額改定届 (6)口座変更希望者は振込口座変更届と通帳またはカードの写し

提出先・回 同封の返信用封筒で郵送または持参。子ども支援課(西別館2階)・内線347

※持参に限り市民課、各行政サービスセンターでも受け付けます。なお審査については、担当課で行うため不足書類が発生した場合、別途提出をお願いします。

あなたの納める保険税が国保を支えます

国民健康保険(国保)は、加入者が保険税を負担し合うことにより、万が一病気やけがをした時に医療費の一部を支払うことで、安心して必要な治療を受けることができる社会保障制度のひとつです。国保に加入するとき、やめるときには、必ず国保年金課または各行政サービスセンターで届出をしてください。

☎ 国保年金課 ☎ 内線353、354

■ 保険税の納税通知書は、6月15日(月)に世帯主あてに発送予定です

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも世帯主(納税義務者)あてに通知します。普通徴収による保険税の納付は1年分(4月~翌年3月までの12か月分)を10回に分けて納めていただきます。必ず納付書内に記載されている納期限までに納めてください。

■ 特別徴収(年金から天引き)の対象者は次のすべてに該当する方です

- ①世帯主が国保の被保険者であり、当年度75歳に到達しないこと
 - ②世帯内の国保の被保険者全員が65歳~74歳であること
 - ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること
 - ④介護保険料と国民健康保険税との合算額が、特別徴収の対象となる年金受給額の2分の1を超えていないこと
- ※新たに特別徴収の対象となる方には、特別徴収開始通知書または仮徴収開始のお知らせを送付します。
※世帯主が年度途中で75歳になり、後期高齢者医療保険に移行する場合は、その年度の特別徴収は行いません。

■ 納付が困難な場合は、早めに納税相談を!

保険税を滞納すると延滞金が加算されます。納付が困難な場合は分割による納付方法などがありますので、ご相談ください。

保険税の算定方法 国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

- ◎ 40歳未満の方 = 医療分 + 後期高齢者支援金分
 - ◎ 40歳以上65歳未満の方 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分
 - ◎ 65歳以上75歳未満の方 = 医療分 + 後期高齢者支援金分
- ※年度の途中で75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方の保険税は誕生日の前月までで算定しています。

■ 1年間の国民健康保険税はこうして決められます

	所得割額	均等割額	平等割額
医療分	(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 7.25%	国保加入者数 × 1万8000円	特定世帯以外 1万8600円 特定世帯※ 9300円 特定継続世帯※ 1万3950円
後期高齢者支援金分	(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 2.00%	国保加入者数 × 4200円	
介護分	(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 1.55%	介護保険第2号被保険者数(40歳~65歳未満の方) × 1万2600円	

※賦課限度額は、52万円です。
※賦課限度額は、17万円です。
※賦課限度額は、16万円です。

※特定世帯および特定継続世帯とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険に移行されたことにより、その世帯で国民健康保険に残る方が1人だけとなる世帯のことです。特定世帯は1人となつてから5年以内の世帯、特定継続世帯は特定世帯の5年経過後、3年以内の世帯です。

※年度途中で40歳になる方は、その月(1日が誕生日の方は前月)から課税となるため、税額変更通知を送付します。
※国民健康保険税の制度改正により今年度から賦課限度額が、医療保険分は51万円から52万円へ、後期高齢者支援金は16万円から17万円へ、介護保険分は14万円から16万円へ引き上げられました。

★正しい課税のためにも確定申告または市・県民税の申告をお願いします。

手続き簡単! 口座振替にすると自動的に引き落とされ翌年以降も継続されます。口座振替依頼書(国保年金課、市内の各金融機関および郵便局に用意)、預貯金通帳と通帳届出印をお持ちのうえ、金融機関窓口でお申し込みください。